

③自立支援医療

自立支援医療とは、「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」にかかる自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

「更生医療」

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方が対象です。
 身体の障がい軽減して日常生活を容易にするための医療です。

「育成医療」 ※詳しくは子ども保健課にお尋ねください。

18歳未満の児童で、特定の疾患を持つ方が対象です。
 身体の障がい軽減して、生活能力を得るための医療です。

「精神通院医療」

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に必要な方が対象です。
 精神障がい及びその精神障がいによって生じた病態に対して、入院しないで行われる医療です。

●利用者負担の仕組み

医療費の定率1割が利用者の負担となります。
 ただし、所得に応じて、ある一定金額の「月額負担上限」が設定されています。

<自己負担額一覧表>

所得区分	一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		市町村民税（所得割）世帯		市町村民税（所得割） 23万5千円以上
	生活保護	本人収入 80万円以下	本人収入 80万円超	3万3千円未満	3万3千円～ 23万5千円未満	
自己負担上限月額	0円	2,500円	5,000円	1割負担		対象外 (3割負担)
				育成医療の経過措置（※2）		
				5,000円	10,000円	
				高額治療継続者「重度かつ継続」に該当（※1）		
				5,000円	10,000円	20,000円 （※2）

※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、次の基準で定められています。

① 疾病、症状等から対象となる方

「更生医療・育成医療」・・・腎臓機能、肝臓機能、小腸機能または免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）の方

「精神通院医療」・・・統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の方または集中・継続的な医療を要するとして精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる場合です。過去1年間に、医療保険上の自己負担限度額を超えて既に3回以上高額療養費を受給した方が対象となります。

※2 令和3年3月31日までの経過的特例です（育成医療の経過的特例については、子ども保健課へお尋ねください。）。

●入院時の食費（標準負担額）は自己負担となります。

一定の所得がある場合でも、医療上の必要から継続的に相当額の医療費負担がある場合に、食費等負担を軽減する仕組みがあります。

※詳しくはご加入の医療保険機関にお尋ねください。

※サービスの詳しい内容はP35をご覧ください。

④補装具

事前の申請により、補装具の購入・修理が必要と認められるときは、購入または修理費用について補装具費の支給が受けられます。利用者負担額は原則として補装具の購入または修理にかかる費用の1割ですが、世帯の収入により減額される場合があります。

※ 月額負担上限額が、補装具費の支給を希望する障がい者ご本人の属する世帯の収入に応じて、設定されているため、月額負担上限額を超えることはありません。

区 分	月額負担上限額
生活保護（生活保護世帯）	0円
低所得（市町村民税非課税世帯）	0円
一 般（市町村民税課税世帯）	37,200円

※ 補装具については、世帯員いずれかの市町村民税所得割の額が46万円以上の世帯の方は、制度の対象外となります。

※サービスの詳しい内容はP40をご覧ください。

(3) 地域生活支援事業

障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施する事業です。

【事業の内容】

- **相談支援事業** (サービスの詳しい内容はP90、事業所はP93をご覧ください。)
一般的な相談支援や障がい福祉サービス利用援助等の必要な支援を行います。
- **日中一時支援事業** (サービスの詳しい内容はP44をご覧ください。)
家族が介護できない場合に、一時保護を目的として日中の見守り等の支援を行います。
- **訪問入浴サービス** (サービスの詳しい内容はP44をご覧ください。)
ご家庭において入浴が困難な方に対して、入浴サービスを行います。
- **移動支援事業** (サービスの詳しい内容はP45をご覧ください。)
外出時の円滑な移動を支援します。
- **地域活動支援センター** (サービスの詳しい内容はP45をご覧ください。)
創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を設けます。
- **日常生活用具の給付事業** (サービスの詳しい内容はP46～P55をご覧ください。)
日常生活の利便を図るための用具を給付します。
- **意思疎通支援** (サービスの詳しい内容はP80～P83をご覧ください。)
手話通訳者等を派遣する事業などを行います。
- **社会参加支援事業**
障がい者のニーズに応じたスポーツ・芸術文化活動等の事業を実施することにより、障がい者の社会参加の促進を図ります。
また、点字・声の広報等発行事業、ろうあ相談員設置事業を実施することにより、障がい者が地域で安定した日常生活を送るために必要な情報提供や相談支援を行います。
さらに、自動車運転免許取得助成事業や自動車改造費助成事業を実施することで、障がい者の就労等社会活動や社会復帰を促進します。

【地域生活支援事業の利用者負担について】

地域生活支援事業の中で、「移動支援事業」「日中一時支援事業」「日常生活用具給付事業」「訪問入浴事業」については、費用の額の1割に相当する額が利用者の負担となります。ただし、負担が重くなりすぎないように世帯の収入（市町村民税課税額等）に応じて当該月の利用者負担上限額が設定されています。

世帯の区分	利用者負担上限月額
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税均等割課税及び市町村民税所得割額が33,000円未満の世帯	5,000円
市町村民税所得割額が33,000円以上235,000円未満の世帯	10,000円
上記以外の世帯	20,000円

（４）障害児通所・入所支援

障害児通所支援（児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）、障害児入所支援を行っています。

障がい児の保護者は、通所施設の利用は市に、入所施設の利用は県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

なお、満18歳に達した場合は、原則障がい者施策による対応となりますので、別途手続きが必要です。

※ 詳しくは、佐世保市障がい福祉課もしくは佐世保こども・女性・障害者支援センター（☎0956-24-5080）にお尋ねください。